

令和 5 年(2023年)9月26日

「松戸市成年後見相談室」

令和 5 年度活動報告

令和 5 年度の活動実績報告は以下のとおりである。なお、統計は令和 5 年 4 月～7 月末日分までの集計である。

相談が増加する時期について。

4 月～7 月末日までの期間、相談が増加したのは、広報まつど「今月の相談案内」が、掲載されている週が、相談が増える傾向にある。

記

1 令和 5 年 4 月から令和 5 年 7 月末日までの集計結果は別紙のとおりである。(資料 1-1・資料 1-2)

なお、相談支援対応は、原則として、2 名の社会福祉士が対応している。担当の社会福祉士が訪問相談支援や来所相談支援に対応している場合は、法人の他の職員が応援して電話相談支援の担当をしている。

2 相談者・相談内容

| | | |
|------------|-------|------------|
| ① 相談者数 | 136 件 | (資料 1-1) |
| ② 相談形態について | | |
| 電話 | 109 件 | (原則的な相談形態) |
| メール | 2 件 | (資料 1-1) |
| 訪問 | 1 件 | (資料 1-1) |
| 来所 | 24 件 | (資料 1-1) |
| ③ 相談内容 | 178 件 | (資料 1-2) |

*上記から電話による助言に止まらず、訪問や来所も多い。来所は、相談者自ら来所の相談を希望する場合と相談者(本人・その他)との電話相談の中で、直接面談の必要性があると判断した場合、来所による相談対応を行う。しかし、相談者(本人含む)の体調その他の理由により来所が困難なケースは時間調整をし、訪問することになる。来所、訪問の割合は 17%を超える。訪問や来所の場合は一件にかかる時間は増えるため、(訪問の場合、場所にもよるが、一件につき 3 時間弱程度)どうしても事務所内の他の職員の協力が不可欠となっている。

④ 相談者 内訳 (資料1-1)

| | |
|-------------------|------|
| ア) 本人 | 16名 |
| イ) 親 | 15名 |
| ウ) 子 | 23名 |
| エ) 配偶者 (夫・妻) | 6名 |
| オ) その他親族 | 23名 |
| カ) 隣人・知人 | 5名 |
| キ) ケアマネ | 10名 |
| ク) 医療機関 (相談員・看護師) | 8名 |
| ケ) 市社協 | 1名 |
| コ) 基幹相談センター | 4名 |
| サ) 地域包括センター | 13名 |
| シ) その他 | 11名 |
| ス) 親族後見人 | 1名 ※ |

④相談内容 内訳 (資料1-2)

| | |
|----------------|-----|
| ア) 成年後見制度概要 | 63件 |
| イ) 任意後見制度 | 11件 |
| ウ) 後見制度開始の申立方法 | 54件 |
| エ) 福祉・保険サービス | 3件 |
| オ) 日常的な金銭管理 | 4件 |
| カ) 今後の生活設計 | 11件 |
| キ) 遺産相続・分割 | 1件 |
| ク) その他 | 27件 |
| ケ) 不動産処分の処分 | 4件 |

※ ス) 親族後見人の相談についての内容は、高年齢・体調不良で後見人を辞めたいが、どうすれば辞められるのか? (後見人の辞任申立手続き方法について)の説明。

* 下記ケースのように法律的な問題は相談室では対応できないため、ご自身の知り合いの弁護士に相談するか又は、「弁護士会」「法テラス」等を案内。
「債務整理」「任意後見が事実上必要とされているケース」「相続関係」「不動産処分」「その他」

以上